

# 旭川市放置自転車対策検討懇談会（第4回） 資料

平成26年3月28日（金）

## 目次

1	検討経過	1
2	意見提出手続（パブリックコメント）	2
3	条例素案	5

# 1 検討経過

## 第1回 (H25.1)

- 買物公園の放置自転車の現状
- 旭川市駐輪場基本計画
  - ・ハード整備（駐輪場整備等）
  - ・ソフト対策（禁止区域の設定等）
- 駐輪場基本計画の進捗状況
  - ・駐輪場附置義務条例施行（H22年度）
  - ・駅前広場駐輪場供用開始（H25年度）
- 今後実施しようとする駐輪対策
  - ・駐輪場への案内誘導，利用啓発（サイン，街頭指導，学校等への説明など）
  - ・自転車の放置禁止区域の設定
  - ・条例による放置自転車の撤去保管，返還時費用徴収

- ・禁止区域の設定や条例の妥当性についての検討を行い，円滑な実施を目指す
- ・禁止区域の周辺に路上駐輪が集中しない対策もあらかじめ検討
- ・自転車は都市内の重要な交通手段であり自転車の利用を制限せずに一定の駐車秩序を保つための施策を検討
- ・買物客の利便性を損なわない施策を検討し商店街に悪影響を及ぼさない
- ・自転車の利用を制限しないため駐輪環境の整備が重要
- ・需要に応じた駐輪環境の整っていることが禁止区域を設定する要件
- ・放置禁止区域は駐輪対策の選択肢の一つであり設定の可否や方法などを検討

## 第2回 (H25.7)

- 現地視察
  - ・駅前広場等駐輪場
  - ・買物公園等の放置発生箇所
- 駐輪場利用啓発等
  - ・宮下1条間に駐輪場案内サイン等の設置
  - ・自転車整理員による駐輪場利用の声かけ，案内図の配布
  - ・市内全高等学校への駐輪場利用案内及び生徒指導依頼の実施
- \* 宮下通 - 1条通間の路上駐輪の状況  
H24:234台/日 → H25:82台/日
- 放置禁止区域設定の可否
  - ・禁止区域の内容等

- ・自転車ラックを商店街の協力を得るなどして路上以外に民地や空地に増設すべき
- ・駐輪場への誘導案内を早朝の通勤時間帯に実施，長時間の路上駐輪を抑制
- ・商業施設付近の自転車ラックを買物客が利用できるように学校や事業者と連携し通勤通学自転車の公共駐輪場利用を推進
- ・同一地域内で狭く禁止区域を設定すると，設定区域への自転車流入が抑制され，区域内の商業環境悪化
- ・区域周辺への影響等も考慮し，路上駐輪が集中する場所を包括的に広く禁止区域を設定すべき
- ・広く区域設定する場合は，駐輪場から離れた場所の商業的損失と買物客の利便低下を招かないよう需要に応じた駐輪施設整備を検討の上，時間をかけて行うべき
- ・通勤等の長時間駐輪自転車は駐輪場に，買物客が自転車ラックを利用できるようになって禁止する行為と区域の設定が可能
- ・駐輪場の利用推進によって路上駐輪は減少傾向を示している。マナー向上により低コストで問題を解消する可能性もある

## 第3回 (H25.11)

- 施策素案等
  - ・禁止区域，禁止区域の設定範囲に関する懇談会での意見と意見を踏まえた施策の方向性
  - ・禁止区域設定の望ましい要件
  - ・禁止区域等の設定素案と要件の検証
  - ・自転車の放置の防止に関する条例骨子案
  - ・条例を制定する場合の今後の予定

### 【禁止区域について】

- ・旭川市の顔「買物公園」が「放置自転車通り」となっている現状を改善するため設定は必要
- ・放置自転車の解消に行政や住民が徹底して取り組むために禁止区域は必要
- ・駅前広場の開発状況による人の流れなど，既存商店街への影響を慎重に検討してから設定すべき
- ・通勤等長時間駐輪自転車を駐輪場へ誘導し，商業施設近くの駐輪場所を買物客用などに確保してから行うべき
- ・まちなかを賑やかにしようとしているときに厳しい規制は好ましくない
- ・自転車による商業施設利用や商業活動への影響が大きいため，商業者や住民の理解と合意を得てから設定すべき

### 【禁止区域の設定範囲について】

- ・駐輪環境が整っていない場所まで禁止区域とすると，自転車利用が制限されるなど利便が低下し，住民生活や商業活動への影響が大きいため，駐輪施設の整っている区域を禁止区域とすべき
- ・禁止区域は「買物公園」の放置自転車解消を目指すもので，現在の駐輪環境で「駐輪場基本計画」の4条通までの設定が困難ならば，大型店のある2条通までを区域とすべき
- ・駐輪環境等に応じて禁止・規制・指導の区域を指定，「買物公園」全域の放置解消を目指すのが，実際の区域指定は，住民等の理解を得るなど議論を深めて行うべき

## 2 意見提出手続（パブリックコメント）

### (1) 実施内容

- ・ 受付期間 平成26年2月14日（金）から3月14日（金）まで
- ・ 配布資料 参考資料のとおり
- ・ 意見を募集するテーマ

I 「放置自転車を撤去し、所有者等への返還時に撤去等の費用を徴収する条例を定めるべきかどうか」について  
II 「Iの条例を定める場合、自転車の撤去等を行う区域（自転車の放置禁止区域等）の設定範囲」について

### (2) 実施結果

- ・ 意見提出者 4名
- ・ 意見内容（各意見は原文のまま掲載）

#### 【意見1】

・道路や駅前広場等の公共の場所での自転車の放置が生じ無い様に、自転車の所有者又は利用者（以下「自転車利用者等」）に対して、自転車を駐輪場等の正しい場所に駐輪しなければなら無い事（駐車秩序）を自転車利用者等が認識して実行する事を求め、歩行者が安心・安全に通行する事が出来る空間を確保するとともに、地域本来の良好な景観を回復する事で、人や車両等が円滑に行き交う事が可能と成る環境（交通環境）や市民の快適な生活や活発な商業活動等が営まれる為に必要な環境（生活環境）と都市に必要な機能の向上を図る事を目的とする。

- ・放置された自転車は撤去する。
- ・放置された自転車は、その自転車の利用者等に移動を命じ、一定期間経過後も放置している時にはその自転車を撤去する。
- ・放置された自転車を駐輪場等の適切な場への移動をその自転車の利用者等に命じ、又は市が移動する事が出来る物とする。
- ・放置された自転車の利用者等に駐輪場等適切な場所への移動を指導する。
- ・放置が公共の場所の管理上支障と成る場合には、その自転車を駐輪場等の適切な場所に市が移動する事が出来る物とする。
- ・その機能の低下を防止する為必要があると認める場合に於いて条例で定める所により放置自転車等を撤去。

（その他）・立体駐輪場の工事を約10,000台を設置して欲しい。

- ・旭川駅前に有る立体駐輪場の工事を約5,000台を設置して欲しい。

#### 【意見2】

放置自転車について3日以上は罰金を1,000円徴収する。市内へ配布する。持ち主の無い自転車はカンボジア等へ送る。

放置したらブザーが鳴るようにする（3日以上）

市で自転車預り所を作って100円頂く

自転車を売る時に、（自転車に）登録番号を刻印して市にも通知して活用する。

学校でも生徒に放置しない様に指導する

放置絶対禁止区域に放置したらブザー音発生を

自転車走行禁止の大きな看板を設置する

警察と協力し防止に努める

レンタカー自転車へ転用を考えてみる

広島ではビルの中へ100円で駐輪

自転車置場を各所に看板を立てる

### 【意見3】

この対策について、先ず最初に感じたのは、「またも規制のための条例か？」と言うことです。しかも、『誰が』『何のために』『何を』『どのように』規制しようとしているのか、その必要性と、正当性に疑問を感じたところでした。しかも、またまた「中心市街地」がらみで「買物公園等」としている訳ですから、“等”は付いていても明らかに「買物公園」そのもの問題であることは、だれの目にも明らかだと思ふ。以下、「中心市街地活性化基本計画」の区域に住んでいるもの者ではないが、多少の意見を書かせてもらうこととする。

#### 1. 「中心市街地活性化計画」（以下＝「計画」）から考えてみる。

意見① 「計画」のビジョンでは、「コンセプト＝歩行者空間「買物公園」が奏でる「集い」のシンフォニー」と美しく書かれている様に、先ず人がいかに集まるかが課題です。自転車もそのための重要な交通手段じゃないのでしょうか。

意見② 「計画」にある「旭川市中心市街地活性化協議会」が組織されており、計画立案に行政機関と一体となって取り組んだようですが、自転車での来街者の位置付けについての意見提案が見当たりません。是非意見を出してもらうべきでしょう。

意見③ 「計画」の区域の範囲では、商店や事業者など何ら関わりのない住民・居住者等々が住んでらっしゃいますが、その方々の御意見はどのようにお聞きになっていますか。

#### 2. 「放置自転車対策検討懇談会」（以下＝「懇談会」）の検討内容から考えてみる。

意見① 「懇談会」でも自転車の「放置」の定義を巡る議論があったようです。道交法の一般自動車とほぼ同じようですが、実際に「直ちに移動」などとする定義できないようですがいかがでしょう。

意見② 市の土木部の諸君は、「歩行者専用道路」なのだから「規制」ありきでお考えの様にしか受け取られませんが、いかがですか。

意見③ 「買物公園商店街」に係る商店の組合等々の協議や意見はどのようになっていますか。

意見④ 「懇談会」は私的諮問機関なのかもしれませんが、委員の皆様は、それぞれこの課題については見識者であり市民の関係する団体等を代表する方々であるのはよく分かります。しかし、実際に自転車で「買物公園」に“集う”人の意見が反映されていますか。

#### 3. 私の考え方

最初に、この規制条例の制定には『大反対』です。以下理由を列記します。

- ① この条例そのものが「中心市街地活性化基本計画」と深い関わりがあるもので、市の土木部の単独での策定方法になじまない。
  - ② 「計画」の区域は400haにもおよぶ区域であり、そう考えると自転車での来街者の多くは、「計画」区域内の住民・居住者であるように察知できる。最低でも「計画」区域内での「合意形成」が、必要と思う。
  - ③ 現在「まちづくり基本条例」の策定を進めている市（職員）の皆さんの考え方が、従来の行政ガバナンスと一向に変わらないのであれば、「まちづくり基本条例」など必要ないということなのでしょう。
  - ④ 「中央・新旭川（地域）まちづくり推進協議会」をご存知でしょうか。昨年7月18日には、市長との対話集會も持たれています。市長からの冒頭あいさつでは、何も放置自転車の対策を検討しているとの発言もありません。「懇談会」は昨年1月に第1回目、さらに7月19日に第2回目を開いています。前日の7月18日に対話集會を行うなら、せめてまちづくり推進委員の若干の意見を聞き、「懇談会」に意見反映する事ぐらい出来たはずですが。
  - ⑤ 「買物公園」のあり方については、自転車こそwelcomeの空間にすべきです。自転車がより安全で快適な空間を考えてはいかがですか。
  - ⑥ そのためには、中心市街地全体が「自転車welcome」の空間づくりが必要です。高齢社会がますます深刻な事態にあつて、自転車も移動手段として重要な役割じゃないですか。“景観”の犠牲に高齢者が立たされることの無いようにすべきです。
  - ⑦ 「計画」区域はもちろんの事、さらに区域を拡大して、「自転車ブルーレーン」（自転車専用車道レーン）の検討こそすべきです。「買物公園」（平和通部）には必要ないですが。
  - ⑧ この冬も、車道の積雪でウンザリした人も多かったことでしょう。「自転車ブルーレーン」は、そんな対策にも大いに関わることです。
  - ⑨ 旭川市は、平成10年に「旭川市環境基本条例」を制定しました。その後具体的な取組みが若干乏しいように感じています。さらに今年は、昨年からの検討を経て「旭川市公共交通ランドデザイン」も策定されました。大いに関連あるものと考えます。『規制』は何時でもできます。もう少し市（行政）内部も含めた、全体の『熟議』（社会的合意形成）がなされるべきです。
- 今一度の再考を希望し、意見とさせて頂きました。御無礼の事お許しください。

【意見 4】

放置自転車対策で「旭川市駐輪場基本計画」を平成 2 1 年に定め、これまで駐輪場の整備と自転車利用者マナー啓発など対策の実施と、平成 2 5 年 4 月に旭川駅前にてのであれば平成 2 4 年に放置自転車対策検討会を行うべきでなかったのか。

又 2 ページの「旭川市駐輪場基本計画」の概要のハード整備について

・暫定路上駐輪場の設置

イ 1 条以北のラックの配置の見直し（イ 8 条 8 丁目、ロ 6 条 8 丁目）

ロ 今のラックでは年寄りでは無理がある—高い所に置く時

ハ 今のラックの設置場所によってはラックに止められない状態

デパート、学生の自転車で 8 ページの駐輪需要と駐輪施設の状態を考えると—マルカツ、西武横

・附置義務駐輪場の設置—この条例でどれだけの駐輪ができるのか？

・駐輪施設等の設置協力—8 ページの 1 条～ 3 条の 6 2 基以上の設置はできないのでは—店の前で非協力、車の出入口など

・放置自転車対策—放置禁止区域の設置 A, B, C 案でなく、

禁止区域を旭川駅～ 1 条まで

規制区域を 1 条～ 4 条まで

指導区域を 4 条～ 8 条まで

買物公園を駐輪施設ありで、ここまでやらなければ放置自転車はなくならないと思います。

放置自転車の撤去の費用を徴収するのか（5 ページ）金額又は放置時間、一定期間をあるていど指示してほしい。

自転車の放置の防止が生じないために 5 ページに書かれているように禁止区域は撤去、規制区域は 1 週間、指導区域は 2 週間で撤去場所旭川駅前なのか、東旭川クリーンセンターなのか変わりますが @ 8 0 0 ~ @ 1, 0 0 0

市税もかかるし、人手もいるし、買物公園を全国一素敵な場所又は子供も老人も安心できる場所に、何かあれば協力したいと思います。乱筆、誤字があればすみません。

項目	意見の内容			
	賛成（賛成と考えられるものを含む。）			
条例の制定	賛成（賛成と考えられるものを含む。）			
	3			
	反対			1
	0			
禁止区域等の設定範囲	A 案	B 案	C 案	その他
	0	0	0	1
	その他の内容			
	・禁止区域 旭川駅から 1 条通まで ・規制区域 1 条通から 4 条通まで ・指導区域 4 条通から 8 条通まで			

### 3 条例素案

#### 旭川市自転車の放置の防止に関する条例（仮称）

##### （目的）

第1条 この条例は、自転車の駐車秩序の確立、道路その他の公共の場所における自転車の放置を防止することにより、良好な歩行環境を確保し、及び良好な景観を保全して、交通環境、生活環境及び都市機能の向上を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 駐輪場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
- (4) 放置 公共の場所において、自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が、自転車を離れて速やかに当該自転車を移動することができない状態をいう。

##### （市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車の放置の防止に関し必要な施策の実施に努めるものとする。

##### （利用者等の責務）

第4条 自転車の利用者等は、公共の場所に自転車を放置してはならない。

- 2 利用者等は、市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 自転車の所有者は、その所有する自転車に自己の住所及び氏名を明記し、及び防犯登録を受けるよう努めなければならない。

##### （施設の設置者又は管理者の責務）

第5条 官公署、学校、図書館等公益的施設及び百貨店、事務所、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### （自転車の小売業者の責務）

第6条 自転車の小売りを業として営む者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対して防犯登録を受けることの勧奨に努めなければならない。

- 2 自転車の小売りを業として営む者は、市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共交通事業者の責務)

第7条 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する鉄道事業者及び道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「公共交通事業者」という。)は、市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(放置禁止区域等の指定等)

第8条 市長は、駐輪場が整備されている区域内で、自転車の放置により良好な生活環境等が著しく阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域の周辺の地域において、自転車の放置が増大し、良好な生活環境等が阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置を規制する区域(以下「規制区域」という。)として指定することができる。

3 市長は、自転車の放置の発生により、良好な生活環境が阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置指導区域(以下「放置指導区域」という。)として指定することができる。

4 市長は、必要があると認められるときは、禁止区域、規制区域又は指導区域を変更し、又は解除することができる。

5 市長は、第1項から第3項までの規定に基づき禁止区域、規制区域又は指導区域を指定したときは、これらを告示するものとする。当該指定を変更し、又は解除したときも同様とする。

(自転車の放置の禁止)

第9条 自転車の利用者等は、放置禁止区域及び放置規制区域(以下「放置禁止区域等」という。)において、自転車の放置をしてはならない。

(放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

2 市長は、放置規制区域等内に自転車が放置されているときは、当該自転車を駐輪場その他適切な場所に移動し、又は当該自転車の利用者等に対し、駐輪場その他適切な場所に移動を命ずることができる。

3 市長は、放置規制区域内において、自転車の利用者等が前項の規定による命令に従わず、相当の期間を経過してもなお自転車を放置しているときは、当該自転車を撤去することができる。

4 市長は、放置指導区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車の利用者等に対して駐輪場その他適切な場所に移動することを指導することができる。

5 市長は、放置指導区域内に自転車が放置されていることにより、公共の場所の管理上支障となると認めるときは、当該自転車を駐輪場その他適切な場所に移動することができる。この場合において、市長は、自転車を移動したこと等を当該自転車が放置されていた場所に掲示するものとする。

6 市長は、第1項又は第3項の規定に基づき自転車を撤去したときは、当該自転車を保管しなければならない。  
(撤去した自転車の取扱い)

第11条 市長は、前条第6項の規定により自転車を保管したときは、その旨を告示するものとする。

2 市長は、前条第6項の規定による自転車の保管に不相当な費用がかかるときは、当該自転車を売却し、当該売却代金を保管することができる。この場合において、市長は、当該自転車につき、買受人がいないとき、又は形状その他の要素を勘案して売却することができないと認めるときは、当該自転車の廃棄等の処分をすることができる。

3 市長は、保管した自転車の利用者等が判明したときは、当該自転車を利用者等に返還するものとする。  
(費用の徴収)

第12条 市長は、第11条第6項の規定により保管した自転車について、当該自転車の撤去及び保管に要した費用として 円を当該自転車を受けようとする者から徴収することができる。

2 市長は、特に理由があると認めるときは、前項の費用の徴収を免除することができる。